

これまでの取組状況について

1 これまでの取組状況

- 令和2年7月に「多摩市障がい者への差別をなくし、共に安心して暮らすことのできるまちづくり条例」ができた後の主な取組は、下表のとおりです。

時期	市民等への周知	市職員への周知	多摩市障がい者差別解消支援地域協議会
令和2年 7月	・たま広報での周知 ・リーフレット、ポスターの発行		
9月		職員対応要領の改正	
12月 障害者週間 12/3～9	・たま広報での周知 ・障がい当事者による出前講座 ・障がい者美術作品の市役所ロビー展示 (12月14日から18日まで) ・概要版、わかりやすい版の発行		第1回協議会 (12月14日)
令和3年 1月	・障害理解促進動画の市公式 Youtube 配信 (1月4日から3月31日まで)	庁内報での周知	
2月	・障がい者美術作品展 (2月8日から13日まで)		

※ 新型コロナウイルス感染症の影響により、「障がい者ととともにひとときの和（小学校への出前授業）」、「障がい者スポーツ大会」、「第2回多摩市障がい者差別解消支援地域協議会」は中止となりました。

2 これまでの主な意見

- 差別解消や障害理解を広める取組について、令和2年度にいただいた主な意見※は以下のとおりです。

※ 多摩市障がい者差別解消支援地域協議会、多摩市地域自立支援協議会（学識経験者や障がい者団体、関係機関等で構成）、権利擁護専門部会（多摩市地域自立支援協議会の下部組織。障がい当事者や支援担当者で構成）での意見

（子どもの頃からの周知）

- 学校の授業で理解啓発を行う取組みをしてほしい。
- 八王子市では、多摩市で言うところの「心つなぐ・はんどぶつく」と、差別解消条例についての内容を合体した冊子を作り、市内の小学4年生以上を対象に、その冊子を使って障害理解についての授業をしていると聞いた。多摩市では「ひとときの和（小学校への出前授業）」を実施しているが、どうしたら子供に理解してもらえるか、八王子市の手法も参考にして考える必要がある。
- 子ども向け啓発事業は、障がい当事者も一緒に行うことが一番子どもたちの理解につながる。
- 障害理解の取組を小・中学生だけではなく、高校生、大学生にも広げてもらいたい。

（障がい当事者による出前講座）

- 八王子市では、出前講座を権利擁護専門部会の委員に任せるのではなく、市障害福祉課の職員も率先して実施している印象を受けた。多摩市も7月に条例ができたので、昨年度開催したワークショップのように、行政が率先して進めてほしい。

（事業所による合理的配慮の提供を支援する助成）

- 兵庫県明石市のように、スロープの設置や点字・イラストのメニューを作成した小規模のお店などに市の補助金を出す取組みを進めて欲しい。これにより、外に出やすい環境が整うなど、色々なところで合理的配慮が浸透していくのではないかな。
- 店舗の中で改善しなければいけないことが多くある。一般の事業所の方々に合理的配慮について知らせていくことが重要なので、差別解消支援地域協議会に参加されている商店会に相談したり、経済観光課と連携を取り、リーフレットなどを置いてもらえるように交渉できないかな。
- 実際に合理的配慮を提供しているお店を取材し、その様子を動画配信すると実際の場面が見られて分かりやすい。

（家庭への補助具購入についての助成）

- 座位保持椅子に関する相談事例があったが、補助具を購入することが大変な家庭もあると思うので、そういう補助があると助かる家庭も多いと思う。そういう取組を紹介することで、うまく周知に繋がる活動ができると良い。

(周知啓発、わかりやすい情報提供)

- 多摩市障がい者生活実態調査の「障害者差別解消法を知っていますか」という質問で、「知らない」が60.0%であった。当事者の人がこんなに知らないということはショックであり、周知が課題である。
- 相手に合わせた伝え方ができているか。障がい当事者には、事業所の職員など普段関わる人間から、差別解消法等について伝えた方が良い。
- 病院での説明が分かりづらくて困っている。参考に配布した資料のように、絵が入っている分かりやすい資料を多摩市でも作ってほしい。
- リーフレットやポスターなどはどこに配布するのか。例えば、わかりやすい版は知的障がいのある方だけではなく子どもも見るので、一般のお店や学校に置くなどしてはどうか。
- 配布数も大事だが、配布先が大切。どこにニーズがあるのか、どこに配布してどれほど効果があったかというところまで把握してほしい。理解してもらいたいという思いと、知りたいという思いがマッチしないと効果は表れない。
- 配布先として、美容院や病院の待合室などの人が待つ場所だと何気なく手に取ってもらえるので良いと思う。関心のない方をいかに引き込むかが大事。ICTを使って若者に合わせた情報発信や、地域の飲食店を盛り上げる企画の中で、お弁当販売店の横に冊子を置かせてもらうのはどうか。
- 各事業所や民生委員に配布することも考えられる。各福祉事業所にも周知・啓発に協力していただき、その中で困ったことがあれば情報を共有し、連携を取っていくのが良いのではないか。
- 市の Youtube や Facebook 等で、もっと分かりやすく内容を伝えることや、交通安全の劇のようにすると、一般の方たちにとって理解を得やすいのでは。
- 関戸公民館7階の大きなスクリーンも活用するなどして、差別解消法と条例を周知してほしい。

(市役所について)

- 手話ができる職員を置いてほしい。
- 障害福祉課前の通路が狭い。周りの人に迷惑をかけるので行きにくいなという自分から心のバリアができてしまう。